

22広支交 第5号  
2023年 2月17日

日本郵便株式会社 広島郵便局  
局長 岡 秀治 殿

郵政産業労働者ユニオン広島支部  
支部長 増田正文 印

## 2023年春季生活闘争の要求

新型コロナウイルス・インフルエンザウイルスが猛威を振るっている現在、職場は正常な業務運行確保のため感染リスクにさらされながら、心身共に疲労は限界に達しています。また、それに追い打ちをかけるように、光熱費や食料品、生活必需品の相次ぐ値上げなど、日々の生活はより一層厳しい状況となっています。そのような厳しい状況下において郵政労働者の健康と生活を守るため、賃金、労働時間、休暇等について以下の要求を提出しますので、3月14日までに誠意ある回答をお願いします。

### 記

#### <増員について>

- 1、年次有給休暇が取得しやすい体制の確立のため、大幅な増員を行うこと。
- 2、広島郵便局内における、以下の社員数を明らかにすること。
  - (1) 社員総数を明らかにすること。
  - (2) 地域基幹職の人数を明らかにすること。
  - (3) 一般職の人数を明らかにすること。
  - (4) 再雇用シニアスタッフ社員の人数を明らかにすること。
  - (5) 期間雇用社員（月給制・時給制）の人数を明らかにすること。
- 3、年次有給休暇の残日数を各部・雇用形態ごとに明らかにすること。

<賃金について>

- 4、月給制契約社員の基本月額を一律31,000円以上引き上げること。
- 5、時給制契約社員の時給を1,500円以上とすること。
- 6、再雇用シニアスタッフ社員の基本給を月額37,000円以上引き上げること。
- 7、シニアスタッフ社員の基本給を月額37,000円以上引き上げること。
- 8、正社員の基本給を一律29,000円以上引き上げること。

<各種手当の拡充について>

- 9、全社員の年間一時金を4.5月とすること。
- 10、全社員に対し、扶養手当、住居手当を支給すること。
- 11、全社員に対し、退職金制度を設けること。
- 12、夏期・冬期休暇について、全社員に対しそれぞれ3日を付与すること。
- 13、病気休暇について、全社員を有給扱いとすること。
- 14、年末手当を29日から大晦日まで一律1日5,000円を支給すること。合わせて年始手当三が日10,000円を、全社員同額支給とすること。

<社員への待遇改善について>

- 15、時給制契約社員のスキル評価について、ランク設定がB止まりとなっている社員には新たにAランクを設けること。
- 16、全ての期間雇用社員について、契約更新3年でアソシエイト社員とし、アソシエイト社員転換後2年で、希望する社員は全員正社員へ登用すること。
- 17、アソシエイト社員からの一般職社員への登用や一般職からの地域基幹職、役職への昇格、昇給等について組合差別を行わないこと。
- 18、一般職、地域基幹職への登用者数を大幅に拡大すると共に、一般職の基本給を改善すること。
- 19、正社員登用に当たってweb方式の試験を廃止すること。
- 20、全てのハラスメントに対し周知・点検を一層強化し、会社側の責務として根絶すること。
- 21、本人同意のない配転及び配置換えはしないこと。
- 22、新型コロナウイルス禍においても、感染の危険性がある中で確実に業務を遂行

している全社員に対し、特別手当を支給すること。また、発熱等の新型コロナウイルス感染の疑いを理由とした会社指示により休む場合は特別有給休暇とし、PCR検査を受けた場合の費用は会社負担とすること。

- 23、健康診断について、全ての社員が勤務時間中に受診出来るよう対策を講じると共に、勤務時間内に受診出来ない場合は、超過勤務手当と交通費を支給すること。
- 24、病気休暇取得に関して、診断書必須ではなく領収書提出でも承認すること。
- 25、公共交通機関利用者と公平性を保つ上で、自動車（二輪車含む）通勤者の通勤手当にメンテナンス料金を通勤距離に応じて支給し、年1回の見直しを改め年2回とすること。
- 26、希望する全社員が社宅に入れるようにすること。
- 27、内務期間雇用社員も外務期間雇用社員と同様に、ユニホームを貸与すること。

以上